



旧優生保護法により  
優生手術を受けられた方へ、  
広島県からとても大切なお知らせです。

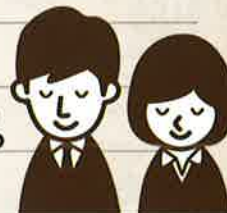
●2019年4月、  
「旧優生保護法一時金支給法」が成立しました。

●旧優生保護法の下、昭和23年～平成8年の間に、  
特定の疾病や障害を理由に、  
優生手術(生殖を不能にする手術等)を受け、  
心身に傷を受けた方がいます。

●優生手術を受けた方に対して、  
一時金(320万円)が支給されます。  
まずは、ご相談ください。  
相談内容については秘密を守ります。

●優生手術を受けた事実を言えない方もいます。  
請求は、ご家族等代理人の方でも行えます。

●請求期限は平成31年4月24日から5年以内です。  
まずは、ご相談ください。



対象者

★  
昭和23年9月11日から平成8年9月25日  
までの間に、旧優生保護法に基づき優生  
手術を受けた方。(母体保護のみを理由として  
手術を受けた方は除きます)  
請求時点で生存されている方。

★  
同じ期間に生殖を不能とする手術または  
放射線の照射を受けた方。(母体保護や疾病  
の治療を目的とするなど、優生思想に基づく  
ものでないことが明らかな手術等を受けた方  
を除きます)

